

◎サポーターほっとニュース

「サポーターほっとニュース」では、障がい者サポーターとして登録された方の活動や、サポーター制度への期待を込めたコメントやお話などの情報を紹介していきます。

第 23 回目は、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」についてご紹介します。

【第 23 回】 障害者差別解消法とは？ ～差別の禁止と合理的な配慮～

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）」が施行されました。この法律は、障がいのある方々に対する「**不当な差別的取り扱い**」の禁止と、「**合理的配慮の提供**」を求めることで、障がいの有無に関係なく、全ての人がともに暮らすことが出来る社会を目指すものです。

◆不当な差別的取り扱いとは？

障がいのある方に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別すること（商品やサービスの提供を拒否する等）です。

（例）・窓口対応を拒否する、順番を後回しにする

- ・障がいを理由に資料の送付やパンフレットの提供を拒む
- ・本人を無視して、介助者や支援者のみに話しかける



障害者差別解消法では、こうした行為を行政機関、民間事業者ともに禁止しています。

◆合理的配慮の提供とは？

障がいのある方から、何らかの対応を必要としている意思が伝えられた際に、負担が重過ぎない範囲で対応することです（行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務として求められます）。

（例）・聴覚障がい者に対して筆談や手話を用いて意思疎通を行う

- ・段差が有る場合に、スロープなどを使って補助する
- ・頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする



この法律の施行によって、障がいのある方にとって使いづらい施設や制度だけでなく、障がいのある方の生活を意識していない習慣や文化が変わり、障がいを感じさせることのない社会になっていくことが望まれます。

法律の条文や、より具体的な配慮の方法など、詳しくは内閣府のホームページへ

障害者差別解消法

検索

【障害者のための国際シンボルマーク】



障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

Q1. (○×問題) このマークの対象者は、車椅子を利用する障がい者に限定されている。

A1. このマークは「すべての障がい者」を対象としたものです。車椅子を利用している方に限ったものではありません。

(答え ×)

【聴覚障害者標識】



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

Q2. (○×問題) このマークを付けた車に幅寄せを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられる。

A2. 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。(答え ○)

【ハート・プラスマーク】



Q3. このマークはどんな人を表しているでしょうか？

A3. 「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えて欲しい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

みなさんは何問正解できましたか？

障がい者に関するマークはこの他にもあります。マークを見かけた際は、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

上記以外の障がい者に関するマークについては、内閣府ホームページへ

障がい マーク

検索

